4　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1)　同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2)　同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置

チャネル間隔	五MHz						一〇MHz					
離調周波数	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	五MHz以上六MHz未満	六MHz以上一〇MHz未満	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	五MHz以上一〇MHz未満	一〇MHz以上一五MHz未満	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	五MHz以上一〇MHz未満	一〇MHz以上一五MHz未満
不要発射の強度の許容値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が一六・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値				

一五MHz						二〇MHz					
一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	五MHz以上一五MHz未満	一五MHz以上二〇MHz未満			一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	五MHz以上二〇MHz未満	二〇MHz以上二五MHz未満		
任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値			任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一九・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値		

注　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ　連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	五MHzと五MHzの組合せ
離調周波数	一、〇〇〇kHz未満
不要発射の強度の許容値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・四dBm以下の値